

標本抽出方法及び結果の推定方法

1 標本設計の概要

平成30年住宅・土地統計調査は、平成27年国勢調査調査区を第1次抽出単位とし、抽出された標本調査区を基本とする調査単位区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出法によって行った。

なお、平成27年国勢調査調査区のうち、刑務所・拘置所等のある区域（国勢調査調査区番号の後置番号5）、自衛隊区域（同6）、駐留軍区域（同7）及び水面調査区（同9）は抽出の対象から除外した。

また、東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている地域については抽出の対象から除外した。このため、集計した結果については、当該地域が含まれていない。

- ・全ての地域を除外
大熊町，双葉町
- ・一部の地域を除外
南相馬市，富岡町，浪江町，葛尾村，飯舘村

2 調査単位区の抽出方法

(1) 国勢調査調査区の層化

平成27年国勢調査の結果に基づき、主として「換算世帯数」，「住宅の所有の関係別割合」及び「65歳以上世帯員のいる一般世帯数割合」により、表1の層別基準により24層とした。

(2) 標本調査区の抽出

市，区及び人口1万5千以上の町村については市区町村ごとに，人口1万5千未満の町村については都道府県ごとに，それぞれ定められた抽出率により系統抽出した。

抽出率は，結果表章の地域ごとに必要な標本数を配分するため，人口規模^注等により表2のとおりとした。

(3) 調査票乙を配布する調査区の指定

調査票乙を配布する調査区の指定に当たっては，調査票乙のみの調査事項について十分な結果精度が得られるよう，神奈川県，静岡県，大阪府及び福岡県については県庁所在市，政令指定都市とそれ以外の地域ごとに，神奈川県，静岡県，大阪府及び福岡県以外の都道府県については県庁所在市とそれ以外の地域ごとに，抽出した標本調査区の中からそれぞれ定められた抽出率により系統抽出した。

(4) 調査単位区の抽出

原則として抽出された標本調査区を、調査単位区とした。ただし、70戸を超える標本調査区については一つの単位区がほぼ50戸前後になるよう二つ以上に分割し、その中から一つの単位区を無作為に抽出して調査単位区とした。

注) 抽出率の適用に当たっての市区町村の人口は、平成29年7月1日現在の境界による平成27年国勢調査人口によった。

ただし、調査結果は、平成30年10月1日現在の境界により表章している。

3 結果の推定方法

表章地域ごとに平成30年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）、標本調査区を分割して調査単位区とした場合はその分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率（表2）の逆数の積を乗じて合算し、平成30年10月1日現在の市区町村別総人口に合致するよう一定に比率を乗じた。

なお、調査票甲及び乙に共通した調査事項で集計する結果表の推定値については、両調査票の全数を用いて推定したが、調査票乙のみの調査事項に関する結果表は調査票乙のみで推定した。この結果、同一の集計項目であっても結果数値が異なることがある。

4 推定値の精度

推定値の標準誤差率は表3及び表4に示したとおりである。表4に示した主な集計項目別の標準誤差率は、集計項目ごとに次のとおり計算した。

- ・調査票甲及び乙に共通した集計項目並びに建物調査票の集計項目については、10組の副次標本を用いて計算
- ・調査票乙のみの集計項目については、5組の副次標本を用いて計算

表3はその計算を行った全項目の計算値に「曲線の当てはめ」を行って平均的に評価したものである。

ここに示す標準誤差率とは、全数調査をすれば得られるはずの値（真の値）の存在を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に、標準誤差（推定値の大きさ×標準誤差率）だけの幅をとれば、その区間内に真の値があることが約68%の確率で期待され、また、標準誤差の2倍の幅をとれば、その区間内の真の値が約95%の確率で期待される。

なお、表3は、世帯数、住宅数などの実数値に対して適用されるものであり、1住宅当たり居住室数、1人当たり居住室の畳数などの平均値及び増加率、割合などの計算値に対しては適用できない。